

令和 8 年

第 4 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和8年4月9日

水戸市教育委員会

令和8年第4回教育委員会定例会

1 開催日時 令和8年4月9日(木) 午後5時00分 開会
午後5時39分 閉会

2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室

3 出席者 教育長 志 田 晴 美
委員 内 田 和 子(教育長職務代理者)
委員 丸 山 陽 子
委員 三 浦 綾 佳
委員 上 畠 佳 子

4 欠席者 なし

5 説明のため出席した職員の職、氏名

教育部長	三 宅 修
総合教育研究所長	田 村 悟
参事(県費負担教職員担当)	岡 村 直 之
参事(教育研究課題担当)	熊 田 泰 瑞
技監兼学校施設課長	和 田 英 嗣
参事兼生涯学習課長	林 栄 一
参事兼歴史文化財課長	小 川 邦 明
教育企画課長	湯 澤 康 一
学校管理課長	住 谷 剛
学校保健給食課長	堀野辺 直
中央図書館長	相 沢 秀 幸
教育研究課長	安 田 理 恵

6 傍聴人 なし

7 本日の日程

(1) 報 告

- ① 令和8年第1回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について【公開】
- ② 水戸市地域文化財の認定について【公開】

8 会議の概要

午後5時00分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和8年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、初めに、4月1日付けをもちまして人事異動がありました職員について、自己紹介をお願いいたします。

○岡村教育部参事 教育部参事を拝命いたしました岡村直之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住谷学校管理課長 学校管理課長を拝命いたしました住谷剛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀野辺学校保健給食課長 学校保健給食課長を拝命いたしました堀野辺直と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○相沢中央図書館長 中央図書館長を拝命いたしました相沢秀幸と申します。よろしくお願いいたします。

○志田教育長

初めに、報告を行います。

報告(1) 令和8年第1回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について、説明願います。

三宅教育部長。

○三宅教育部長 それでは、資料の1ページをお開き願います。

報告(1) 令和8年第1回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について、御説明いたします。

初めに、1の会期ですが、3月2日から3月18日までの17日間でございます。

2の本会議の状況は、4会派、10議員から発言通告がございました。

質問及び答弁内容は、学校教育部門では、不登校支援についての質問や部活動地域移行について、STEAM教育についてなど9項目14件、社会教育部門では、文化財行政についての質問や(仮称)南部図書館整備についてなど3項目3件でございます。

主なものについて御説明させていただきます。

最初に7ページをお開き願います。

特別支援教育支援員の配置見直しについての御質問に対しましては、本市では、特別支援教育支援員を他の中核市よりも多く配置し、対応していますが、特別な支援を必要とする子どもは年々増加傾向にあることから、支援を必要とする多くの子どもたちへ効果的な支援を行っていくための方策として、これまで一番多い1日4時間の支援を、令和8年度から3時間とするなど、子ども一人に対する支援の時間を若干減らす代わりに、市全体における支援員の人数を増やすことで、より多くの子どもたちに対する自立に向けた支援を充実させていくこと、また、これまで、子ども一人に対して特定の支援員一人の配置を原則としていましたが、支援が必要な子どもの数や状況に応じて、学校に支援員を複数配置し、支援員がチームとなって対応する配置方法へと変更することで、学校が支援員を柔軟に配置することが可能となり、同じ学級にいる支援を要する複数の子どもに対して、一人の支援員が必要な場面のみ手助けするなど、発達段階や子どもの状況に合わせて自立に向けた支援ができるようになること、常時支援が必要な場合については、原則1日6時間を支援する区分を明確に設け、必要なケアを行う支援員を配置するとともに、より効果的な支援となるよう、総合教育研究所に配置している複数の特別支援教育専門員が、定期的に学校を巡回する機会をこれ

まで以上に増やし、担任や特別支援教育支援員に対して支援方法等の専門的な助言指導を行うほか、保護者の相談等にも専門員がより多く対応していくことなどについて答弁をしております。

次に、10ページをお開き願います。

小中屋内運動場の空調の整備と負担の在り方についての御質問に対しましては、まず屋内運動場への空調設備の整備内容では、学校生活や地域行事等での利用に加え、災害時の避難所として利用することを踏まえ、冷房効果が高く、暖房機能も兼ね備え、停電となった場合でも、最低72時間の空調運転を可能とするため、ガスを熱源とし、内蔵エンジンとバッテリーで発電する電源自立型の空調設備を導入することとしたこと、また、空調設備の負担の在り方では、子どもたちの健全な学びやPTA活動等の教育環境の充実や災害時の避難所の環境向上以外の、大人による夜間利用については、社会体育施設と同様に適正な受益者負担を求めることが公平な運営であると考えているものの、夜間等については、社会体育施設と異なり、無人施設となるなど、特殊な条件下であることを踏まえ、料金徴収の有無や徴収方法、徴収対象者などについて検討を進めながら、令和10年度までの整備完了を目指して事業を着実に推進していくことなどについて答弁をしております。

次に、14ページをお開き願います。

食物アレルギー等により給食を利用できない児童、生徒とその家庭への支援についての御質問に対しましては、給食において食物アレルギー対応を必要とする児童生徒数はほぼ横ばいであり、令和7年度は168人で、その内訳は、原因食物の除去が全ての料理において困難な完全弁当対応が小学生で1人おり、残りの167人は、詳細な献立表の配布によって、自己除去を行ったり、除去食の提供が困難な料理のみ持参する一部弁当対応となっていること、給食費無償化と家庭負担の在り方及び制度の公平性に対する市の考え方についての御質問に対しましては、食物アレルギー等により、学校給食の一部又は全部を食べることができない子どもを持つ家庭では、家庭の御負担で用意した代替食を持参していることから、学校給食費の無償化の効果を十分に享受できておらず、対応していくべき課題の一つであると認識しており、今後の支援策の検討に当たっては、食物アレルギーの原因となる食物は多岐にわたることや、原因となる食物が複数ある場合など、児童生徒ごとに個別の対応が必要であり、給食の提供頻度にも差があることなどを考慮しながら検討を行っていくことなどについて答弁をしております。

最後に、25ページをお開き願います。

少年自然の家についての御質問に対しましては、少年自然の家は、施設の老朽化対策や耐震補強、魅力の向上等の観点から、平成27年度から2か年をかけて大規模改造及び耐震補強工事を実施し、リニューアルオープンに当たっては、民間活力活用も含めた管理運営方法について庁内で検討した結果、教育委員会の直営による運営のほうが一層の利用促進及び施設の効果的な利用が図られるとして、食堂は民間活力を活用した業務委託とし、その他については、当分の間、教育委員会直営による運営としたもので、利用状況は、令和6年度は約2万2,000人と、改修前年の平成26年度の1万6,000人と比較して約40%の増となるなど、直営による運営の効果があつたものと考えていること、一方、将来にわたって持続可能な安定した行政経営の確立に向け、令和6年度から10年間を計画期間として策定した「水戸市行政経営改革プラン」において、民間活力活用による公共施設等の管理運営の効率化として、サービスの向上、経費削減等の観点から、少年自然の家についても、指定管理者制度の導入など民間活力活用を検討することが位置づけられていることから、自然の中での様々な体験を通じて、青少年の心身の健全な育成を図るとする少年自然の家が持つ青少年教育施設としての役割を十分踏まえながら、民間活力活用についての方針を令和8年度中に決定していく

ことなどについて答弁をしております。

その他、詳細につきましては後ほどお目通しいただきたいと思います。説明は以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

上島委員。

○上島委員 2点、質問させていただきます。

7ページの特別支援教育支援員の配置見直しの件ですが、「現在利支援措置されている保護者に対し、制度見直しの趣旨等を理解いただけるよう努めてまいります」とありますが、もう既に説明しているのでしょうか。時間が短くなるどころだけを捉えて、抵抗感を持つ方もいらっしゃると思うのですが、その点、やり取りについて教えていただければと思います。

もう1点が、10ページの屋内運動場空調設備の関係ですが、利用者負担の「それ以外の大人による夜間利用」が、どのようなものを想定されているのか、イメージが湧かなかったので教えていただければと思います。

社会体育施設とは、例えばリリーアリーナMITOだと思いますが、その利用と併せて、学校等の体育館も今後開放していくのか、又は既に解放しているのか、分からなかったので教えていただければと思います。

○志田教育長 1点目について、安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 ただいまの御質問でございますが、特別支援教育支援員の配置については、令和7年度に支援員を配置している児童生徒の保護者の方には、学校から直接、保護者に配布をする形で通知をお出ししております。その際に、時間の話だけではなく、学校が水戸市とも連携しながら対応していくことや、総合教育研究所におります特別支援教育専門員が、学校を巡回しながら、お子さんの特性に応じた支援なども、保護者の御相談に応じながら対応していくことなどを、保護者にもしっかりと説明してきたところでございます。

併せまして、支援を行う時間の話ですが、これまでは、25時間配置していたお子さんもいらっしゃいます。そのような中で、25時間から15時間になるなど、時間の差が大きくなるお子さんの保護者へは、直接、総合教育研究所でお話しをさせていただき、今後の対応などについても御理解をいただきながら進めてきたところでございます。

以上でございます。

○志田教育長 2点目について、和田技監兼学校施設課長。

○和田技監兼学校施設課長 お答えいたします。

屋内運動場の空調設備整備終了後、その後、利用料金を徴収するかどうかの検討を現在行っています。御質問の施設の利用に関してですが、学校施設の学校運営以外の利用として、例えば、平日の夜間や土日に関しては様々な方が既に御利用いただいている現状がございます。

その中で、夜間の時間帯に関しましては、スポーツ課で所管している夜間開放事業の中で、多くの方々に利用されています。例えば、夜間では大人と子どもで構成されるスポーツの団体や、土日ではスポーツ少年団や、いろいろな地域の活動にもお使いいただいておりますが、今回の答弁では、特に夜間の大人のみ利用者から料金を徴収するかどうかを検討のポイントになっているところでございます。

以上でございます。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 大人だけで行うケースと、大人と子どもと一緒にやるケースとありますが、「それ以

外の大人による夜間利用」のイメージが沸きません。個別の利用申込みに応じて検討するのでしょうか。団体が、この時間に使いたい、と申請をして、それに対して許可するのですか。

○志田教育長 和田技監兼学校施設課長。

○和田技監兼学校施設課長 各学校区毎に夜間開放運営委員会がございまして、そこに登録した団体が夜間の時間帯に、例えば、1か月どのように使用するかを、スケジュールを調整しながら、平日・土日の夜間に関してお使いいただいている現状がございまして。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 現状は、使用料の負担はないのですか。

○志田教育長 和田技監兼学校施設課長。

○和田技監兼学校施設課長 はい。無償です。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 今後、空調等の関係で使用料を徴収するのですか。

○志田教育長 和田技監兼学校施設課長。

○和田技監兼学校施設課長 今回、エアコンを設置したことにより、エアコンを利用した分の電気代等の部分を有償にするか、無償のままにするかを検討しています。

○志田教育長 ほかにございましてか。

丸山委員。

○丸山委員 3ページから4ページにかけての不登校・いじめ対策と安心できる学びの保障についての中、4ページ目の上から2行目あたりの校内フリースクールの話なのですが、既に全ての中学校と、小学校6校に設置されたとの文面があり、令和8年度は新たに3校拡充するとなっていましたので、最終的には全小中学校に校内フリースクールを設置するのか、どのぐらいの年度をかけてどう完成させていくかなどの今後の見通しと、中学校の校内フリースクールを小学生も利用できるようにすることは、高学年の児童のところへ低学年の児童を入れる難しさもあると思います、その点の具体的なプランがありましたら、教えていただきたいと思っております。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 中学校については、この先の進学や学業等の関係から全校一斉に導入しましたが、小学校については、今回は段階的に6校から3校を増やす方向で進めながら、現在不登校児童がいない学校や、物理的に空き教室がない学校など、各学校の状況も精査しているところでございます。

教育委員会としては数を増やしていきたい考えではございますが、利用率なども踏まえつつ、どれぐらいの数が必要となるかをこれから精査していき、全校展開よりも、必要なところに可能な限り拡充をしていきたいと思っております、今後、庁内で検討を進めていく所存でございまして。

併せまして、今回、隣接型小中一貫校等において、既存中学校で小学校のお子さんと一緒に利用する方法で校内フリースクールを設ける予定です。例えば国田義務教育学校では、もともと一つの学校の中で小中学生と一緒におりますので、中学生が利用している中に、小学生も参加している状況もございました。

比較的、中学生は静かに利用しており、小学生も、学習をしながら利用している状況もございまして、中学生と小学生と一緒に利用することも可能なのではないかと考えました。

そのような中で、飯富中学校と双葉台中学校が、各々の小学校と施設が隣接しているため、その2校に、小学生も利用できる校内フリースクールを初めて設置することとなり、現在、小中学校と

話し合いながら、6月の実施に向けて、検討を進めております。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 全校に設置する計画ではなく、必要などころに対策していくことが分かりました。

ありがとうございます。

また、4ページの9行目ですが、学校を休み始めた児童生徒の支援シートを作成し、可視化することで上手く対応できたケースがあるとの表現があり、どのように具体的に行い、好事例となったのか、興味を持ったため、もし少し詳しく教えていただければと思います。

○志田教育長 田村総合教育研究所長。

○田村総合教育研究所長 具体的には、第二中学校での事例となりますが、生徒についての個票のような資料を作ります。どの学校でも同様の資料は作成しますが、本事例では、その資料に、生徒に対してどのような支援をしていくかを、いじめ・不登校対策の委員や担任、その他多くの視点から加筆をしていきます。それを基に、どのような対応をしていくべきか、定期的に会議を開き、共有する動き方をしていました。可視化をすることにより、どの支援の方法が得策か、効果があったかなどを実感でき、他の教員も同様の対応が可能となるなどの効果がありました。そのシートは全校に効果と併せて好事例として示しています。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 では、そのような生徒一人一人に対して、事例が発生する毎に作成されているのですね。

○志田教育長 田村総合教育研究所長。

○田村総合教育研究所長 そうですね。個人毎に作成されています。

○志田教育長 ほかにございますか。

内田委員。

○内田委員 上島委員からも質問があったと思いますが、特別支援教育については、今回、質問内容も3件と一番多く、関心の高い項目なのだろうと思いました。

特別な支援を必要とする子どもたちが年々増加傾向にあるため、その支援が求められているのだと思いますが、全員に支援員や時間などを配置することが難しい中、各学校においては配慮をいただきながら、様々な教育的ニーズへの対応ができる形で配置されているのだろうと感じております。チームで支援をすることにより、様々な支援に結びつくことや、また、支援の時間が少なくなったわけではないことが、保護者等に理解していただけるとさらに良いと思いました。

また、常時支援が必要なお子さんの場合は、必要に応じて1日6時間支援する区分を明確に設ける旨の記載があり、必要なケアを行うことが可能になったと思うのですが、1日6時間ケアが必要なお子さんは水戸市内には何人いらっしゃるのでしょうか。

もう一つは、学校給食費についてです。14ページと15ページに記載があったと思いますが、国として小学校の給食費の実質無償化が始まる中で、食物アレルギーにより代替食を持ってくる小学生のお子さんへの支援も課題になるのではないかと懸念していたところ、やはり要望等が出ているのだと思ったのですが、15ページの最後の段落で「他市町村における先行事例を調査するなど」と記載があり、そのような事例はあるのかを教えていただきたいと思っております。以上、2点です。

○志田教育長 1点目を、安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 医療的ケア児につきましては、もともとそのお子さんに応じた支援時間の対応をしており、合計は7名ございますので、医療看護師職の職員も7名、学校に配置したところ

でございます。

併せまして、初めて今回設置した、1日6時間、医療的な支援が必要な区分につきましては、対象となるお子さんが実質15名で、医師の診断書などを必ず御提出いただいて、1日6時間の支援が必要であることを行政側でも判断した上で、配置をしております。

○志田教育長 2点目を、堀野辺学校保健給食課長。

○堀野辺学校保健給食課長 給食費に関しましては、今、手元に資料がないため具体的には言えないのですが、新聞報道等で他市の補助の事例を把握していますので、そのような事例を参考に、水戸市の制度設計を進めていきたいと考えております。

○志田教育長 昨年度の担当課長として、何か補足はありますか。

相沢中央図書館長。

○相沢中央図書館長 食物アレルギーにより給食で食べられない品があるため、代替品を持参する家庭に対するの補助を実施している市町村は県内外にある状況でございます。

代替品を持参した際に、持参した回数掛ける単価を設定し、その合計額を補助する市町村も、事例の一つとして、ございます。水戸市としてどのようなやり方が良いのかは、今後検討していくこととなるかと思えます。

○志田教育長 食物アレルギーで給食全部を食べなければ、金額の積算は簡単だけれども、給食の一部分を食べる場合は、どのように積算すれば良いのかが難しいですね。

○志田教育長 ほかにございますか。三浦委員。

○三浦委員 私も給食が気になったのですけれども、食物アレルギー対応の児童生徒が168人いる中で、完全弁当対応が1人だけであることは、本当にすごく良く対応されていると思っています。

14ページの下から6行目の箇所ですが、保護者による給食の献立確認の後に、学級担任や栄養教諭等により再度チェックを行うと書かれていますが、学級担任又は栄養教諭、どちらかが献立をチェックすることで、保護者と教員のダブルチェックが行われているのか、保護者、学級担任、栄養教諭でのトリプルチェックが行われているのかを、具体的に教えていただきたいことが一つです。

給食提供時のチェックの方法は、全学校で統一されたマニュアルや運用ルールに則り、統一した方法で管理をされているのか、各学校によってフローが違うのかについても教えていただきたいです。

○志田教育長 昨年度の議会内容になっていきますので、当時の学校保健給食課長に答えてもらいましょう。

相沢中央図書館長。

○相沢中央図書館長 基本的に、全校で同じマニュアルに基づき対応をすることとなっております。

詳細な献立のチェックでは、まず、献立の成分表を保護者に見ていただき、確認をしてもらいます。併せて、学級担任や栄養教諭、栄養教諭は配置されていない学校もありますので、それ以外の先生となる可能性もございますが、複数の職員による確認体制を整え、ミスのないよう安全性を優先に考えたチェックをしております。

○志田教育長 三浦委員。

○三浦委員 ありがとうございます。食物アレルギーのある食べ物が混入されていたけれども、チェックが漏れてしまい、食べてしまった事例は実際に存在するのですか。

○志田教育長 相沢中央図書館長。

○相沢中央図書館長 保護者に毎日の献立をチェックをしていただいているのですが、給食の提供時に、誤って食べてしまった事例は、令和4年度にございました。その事例のお子さんは小学1年生で、代替の品物は持参していましたが、給食が出てきてしまったために、誤って食べてしまいました。

その他でも何件かございました。ただ、中学生の場合は、年齢が上がるに連れて食物アレルギーの症状が軽くなっていく、もしくは、負荷試験などの治療を受けており、症状が抑えられている場合もあり、医師の診断としては完治ではないですが、誤って食べたものの症状は全く出なかった事例もございました。

○志田教育長 三浦委員。

○三浦委員 ありがとうございます。

献立の確認は本当に大変だと思うので、AIなどを使い、事前に食物アレルギーを入力して、チェックさせることができると良いと思いました。

○志田教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長

ないようでございますので、この件について終わります。

次に、報告(2) 水戸市地域文化財の認定について、説明願います。

小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長 それでは、報告(2) 水戸市地域文化財の認定について、御説明いたします。

令和8年3月31日に4件の地域文化財を認定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

1件目は、江川観音堂絵馬です。

(2)の区分は、有形民俗文化財、(3)所有者は、江川鹿島神社氏子会です。

(5)の概要ですが、当資料は、内原江川地区を中心に信仰を集める江川観音堂に伝わる96点の絵馬でございます。確認できるもので、江戸時代ですが、文化13年から平成3年までのものが残っており、江川地区周辺を中心として、笠間市域や常澄地区などの奉納者も見られます。

絵馬の図柄は鶏が多く、鶏は夜鳴かないことから、「赤子の夜泣き予防」に通じるとされ、安産・子育て祈願と結びついた信仰の中で奉納された可能性が高いと思われます。江川観音堂における信仰の在り方を示す貴重な資料となっております。

2ページを御覧いただきます。

2件目は、軍民坂湧水でございます。

(2)区分は天然記念物、(3)所有者は水戸市、(4)所在地は水戸市上国井町地内でございます。

(6)の概要ですが、軍民坂湧水は、上国井の軍民坂の途中から流れる湧水です。かつて、坂の急勾配のために整備が求められていた亀井坂は、昭和10年に陸軍と近隣住民が一体となって工事が行われ、整備された坂は軍民坂と呼ばれるようになりました。この時、滝の水脈が変わり、新たに坂の途中で水が湧き出したのが軍民坂湧水です。戦後は、簡易水道として、現在も地域の天然湧水として利用され続けており、地域の保全団体が中心となって保全が行われております。

地域住民と水資源との歴史を物語るとともに、自然環境が維持されるなど、貴重な文化財となっております。

続きまして、3ページを御覧願います。

3件目は、大井三寒泉です。

(2)の区分は天然記念物、(3)所有者は水戸市、(4)所在地は水戸市飯富町地内です。

(6)の概要にですが、大井三寒泉は、飯富町地内の大井神社が立地する台地斜面下に位置する三か所の井戸の総称です。いずれも周囲に聖域を示す神垂が見られるなど、大井神社への信仰に関わる形で大切にされてきた様子がうかがえます。信仰の中で、水資源として維持管理が行われてきたなど、飯富地区の地域の信仰や水資源の利用についてを知ることができる貴重な文化財です。

4ページを御覧願います。

4件目は、渡里湧水群です。

(2)の区分は天然記念物、(3)所有者は水戸市、(4)所在地は水戸市渡里町地内です。

(6)の概要についてですが、渡里湧水群は、渡里町の台地部と低地の間の斜面部から浸み出た湧水群です。年間を通して枯れないだけの水量を誇り、斜面緑地には多様な植生を確認できるなど、豊かな湧水環境を構成しています。生活用水や農業用水として、地域の人々に利用され続け、平成26年には、地域住民らによって「渡里湧水群を活かす会」が組織され、保全活動が行われております。

地域住民らによって利用された歴史やその価値が地域住民の間で共有され、維持管理が続けられておる状況など、貴重な文化財となっております。

○志田教育長 それでは、委員より質問等がありましたら、発言願います。

上島委員。

○上島委員 単純な興味ですが、三番目の大井三寒泉の各井戸は、水はいずれも透明で、水量も年間を通じて維持されているとのこと、写真の一番下の井戸の中にも水はあるのですか。今年、水不足になった時にも、特に問題なく水があったのですか。

○志田教育長 小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長 はい。全て井戸の中には水があり、水不足による水の枯渇は確認されておりません。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 同じく最後の四番目の渡里湧水群ですが、左側の写真は、少し見えにくいことあるのですが、水は流れているのでしょうか。枯れてはいないのでしょうか。

○志田教育長 小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長 少し分かりづらいのですが、地元の保全団体が作ったのですけれども、水を集めて、竹を半分に割った箇所からその水が出てくる状況となっており、水の量が豊富です。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後5時39分 閉会